平成２８年（フ）第１０９号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目８番42―302号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
山形県天童市長岡北４丁目２番25号
債務者　大内　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
山形市東山形１丁目12番20号　クレール・アイＡ　211号、前住所山形市和合町２丁目１番３号
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
山形県上山市金生１丁目13番10―203号
債務者　原田亜紀こと　李　　鍾淑
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
埼玉県東松山市幸町９番４号
債務者　川井　正仁
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１８号
埼玉県東松山市幸町９番４号
債務者　川井　京子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県行橋市大字下崎792番地１　鳥井原第３団地４号
債務者　森渕　礼子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５４２号
さいたま市浦和区仲町４丁目22番８号　グリーンメゾン仲町103
債務者　田谷　俊彦
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
埼玉県深谷市上野台3118番地２　フォレストグローブ309号
債務者　清水　謙季
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２９号
愛知県西尾市吉良町瀬戸石ケ崎６番地２、前住所愛知県西尾市吉良町瀬戸下川田27番地
債務者　川上　隆光
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
埼玉県加須市久下４丁目４番地３　カーサ・パルドⅡ　203号室
債務者　梅宮　理絵
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７９号
埼玉県朝霞市仲町２丁目１番６―301号
債務者　岡本　孝義
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
埼玉県春日部市備後東２丁目26番26号
債務者　三村理恵子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
埼玉県春日部市緑町６丁目11番４号　ピアスメゾン103号、破産申立時の住所埼玉県春日部市藤塚411番地１　スヤマ春日部ハイツＣ102
債務者　久保　正次
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
岡山県倉敷市藤戸町天城2401番地26
債務者　小川　智史
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
山口県山陽小野田市くし山２丁目２番10号
債務者　堤　　愛子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市松川１丁目６番24号　サニーパートナー松川１―Ｃ
債務者　島袋　達也
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部